

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第15号

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成17年鴨川市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2し尿及び浄化槽汚泥の表を次のように改める。

2 し尿及び浄化槽汚泥

区分	手数料
市が収集し、及び運搬するし尿又は浄化槽の清掃に伴う汚泥	10リットル当たり165円
市の許可業者が市の処理施設に搬入する浄化槽の清掃に伴う汚泥	10リットル当たり72円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の2し尿及び浄化槽汚泥の表の規定は、この条例の施行の日以後に収集され、及び運搬され、又は搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る手数料について適用し、同日前に収集され、及び運搬され、又は搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る手数料については、なお従前の例による。